

行政文書公開拒否決定通知書

平成25年11月20日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成25年10月20日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。
 なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
 また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
 上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

<p>公開請求に係る行政文書の内容</p>	<p>1. 平成19年から平成23年の各年度の速度違反検挙件数 (1) 港北警察署の横浜環状2号線（主要地方道17号線）における違反登録数 (2) 第一交通機動隊の横浜環状2号線（主要地方道17号線）における違反登録数 (3) 磯子警察署の国道16号および国道357号線における違反登録数 (4) 金沢警察署の国道16号および国道357号線における違反登録数 (5) 第一交通機動隊の国道16号および国道357号線における違反登録数 2. 平成19年から平成24年の警察情報管理システムに登録された一件別データ</p>
<p>公開を拒む理由</p>	<p>神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由) 1 本件請求に係る主要路線別違反別検挙状況は、当課から各所属へ保存期間を定めずに配布した文書であり、廃棄したため存在しません。 2 本件請求に係る電磁的記録については、現行のプログラムでは出力できないため、公開することができません。</p>
<p>時 限 性 公 開</p>	<p>上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。</p>
<p>事 務 担 当 課 室</p>	<p>交通部 交通指導課 電話番号 045-211-1212 内線 5131</p>

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに記入してあります。